

監督署の窓

自転車も車両です。安全運転義務を忘れずに！



近年、日々の生活の中で自転車を利用する自転車人口が増加していると聞きます。自動車利用と比較すれば、健康のため、エコのため、あるいは経済的にも自転車はとても優れものの交通手段と言えます。

私が初めて自転車に乗ったのは、小学校1年の頃でした。誰しも何度も転びながら練習をした思い出があるのではないか。自転車は、自分で練習

をして乗れるようになります。就学前の小さな子どもから、高齢者まで年齢に関わらず、免許いらずで自由にどこでも乗ることができます。自動車利用との規制になつてから、高齢者まで年齢に

日頃、よく通る道路等はどうな規制になつてあるのか確認をしてみるといいですね。通勤、通学はもちろん日常生活の中でも利用者の多い自転車ですが、ルールを守って安全に使用しないと、思わぬ事故を引き起こすことになります。

立場が変わつて、わが子が通学途中や、自転車で遊んでいるときに自転車同士あるいは歩行者相手の事故を起こし相手方に負わせた場合、過失割合に応じた求償額もあれば、自身は歩行者で相手が自転車というケ

道を「自転車歩行者道」として自転車と歩行者を分離しているところや、車道の左端に自転車レーンを設けたところ等、自転車走行空間が整備されています。

自転車の交通ルールを今一度見直し、自転車の交通事故の場合と同様に第三者行為災害として取扱い、事故の状況により双方の過失割合を決定し、相手方に求償（相手方の過失割合相当分を請求）することになります。この時、相手方が学生等の未成年者であれば親権者に求償することになります。

また、もしもの場合に備えては損害保険へ加入をしておくことがいいかと思います。もし、業務中または通勤途上で事故に遭いけがをした場合は、業務災害または通勤災害として労災請求をすることができますが、先に相手方との示談をしてしまふと（示談の内容により）労災保険の給付が受けられなくなる場合がありますので注意が必要です。

事故の相手方が子どもや学生であることも珍しくありません。自分がいつ、どの立場になるとともわかりません。

例えば、通勤途上、自転車同士の衝突事故で、自身がけがをした場合は通勤災害として労災請求をすることができますが、自動車事故の場合と同様に第三者行為災害として取扱い、事故の状況により双方の過失割合を決定し、相手方に求償（相手方の過失割合相当分を請求）することになります。この時、相手方が学生等の未成年者であれば親権者に求償することになります。

任意保険に加入しており保険から支払うことがあります。自転車にはこれらの保険がないので実費を支払わなければならぬことになります。歩行者にとっては、走行してくれる自転車は大きな凶器になり、大けがに繋がることもしばしばです。誰もが加害者にも被害者にもならないため、家族みんなで、自転車の交通ルールの再確認をするといいですね。

立場が変わつて、わが子が通学途中や、自転車で遊んでいるときに自転車同士あるいは歩行者相手の事故を起こし相手方に負わせた場合、過失割合に応じた求償額もあれば、自身は歩行者で相手が自転車というケ